

実 績 評 価 書

平成 1 8 年 7 月

政策体系	番 号	
基本目標	1	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
	VI	原子爆弾被爆者等を援護すること
担当部局・課	主管部局・課	健康局総務課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	迅速に原爆症の認定を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
<p>疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会を毎月開催し、「原爆症認定に関する審査の方針」(平成13年5月25日策定)を目安として、申請者の個々の状況を総合的に勘案した上で審査を行っている。</p> <p>○関連する経費(平成17年度予算額)</p> <p>疾病・障害認定審査会に必要な経費 2,979千円</p>					
(評価指標の考え方)					
認定件数及び平均処理日数の推移を分析することにより、実績目標の達成度を測定することとする。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
認定処理件数(件)	173	199	198	164	230
平均処理期間(日)	189	129	253	307	222
(備 考)					
<p>健康局総務課調査による。</p> <p>平均処理期間は、申請受理日を基準に、処分までの日数の平均値を算出したもの。小数点以下は四捨五入して算出している。</p>					
(参考指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
申請受理件数(件)	515	1,180	626	540	564
(備 考)					
健康局総務課調査による。					
実績目標 2	被爆者の健康の保持・増進を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総					

合的な援護施策を講ずるという観点から、被爆者に対し、医療費の支給や健康診断等を行っている。

○関連する経費（平成17年度予算額）

原爆障害対策費 152,416,586千円

（評価指標の考え方）

被爆者の健康の保持・増進のためには、各自が健康診断を受け、疾病の早期発見・早期治療を行うことが効果的であると考えられることから、当該健康診断受診率を評価指標として数値の推移を分析することにより、実績目標の達成度を測定することとする。

（評価指標）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
被爆者健康診断受診率（％）	85.3	84.4	82.4	79.4	—

（備 考）

健康局総務課調査による。

被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数／（被爆者健康手帳交付者数＋健康診断受診者証交付者数）」により算出。

「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年12月16日法律第117号）第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは同法施行令（平成7年2月17日政令第26号）別表第3及び第4に該当する者をいう。

平成17年度の実績は、現在集計中。

2. 評 価

(1) 現状分析

現状分析

原子爆弾被爆者に対しては、健康診断の実施、医療費の給付、各種手当の支給等必要な措置を講じているところである。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

原爆症の認定を受けることで、その認定を受けた疾病や負傷に係る医療費の全額国費により支給を受けられるとともに、医療特別手当の支給を受けることができるようになる。原爆症の審査に要する期間は平成13年度の平均189日から平成14年度の平均129日に短縮されたものの、平成15年度、平成16年度ともに平均処理期間は増加した。平成15年度及び16年度に処理期間が増加したのは、平成14年度の申請件数が前年度515件に対し1,180件に増加したことによるものと考えられる。平成17年度については、申請件数が前年度540件に対し564件と増加したが、処分件数も前年度618件に対し757件と増加するとともに、認定の迅速化に努めた結果、処理期間は平均222日まで減少しており、実績目標は達成されてきているといえる。

また、被爆者の健康保持・増進については、健康診断の受診率は、過去4年間平均で82.9%と高水準であるが、毎年減少していく傾向にある。これは、高齢化に伴い日頃から医療機関にかかっている被爆者が増えており、健康診断を受診するのではなく、

<p>医療を受ける一環として健康管理を行う者が増加していることが原因だと考えられる。</p> <p>被爆者の高齢化等に伴い、原爆症の認定申請の迅速な処理や原子爆弾被爆者の健康の保持・増進の必要性がなお一層求められる。</p>	
<p>政策手段の効率性の評価</p> <p>(実績目標1について)</p> <p>原爆症の認定については、「原子爆弾被爆者医療分科会」において、「原爆症認定に関する審査の方針」を目安としながら、申請者の個々の状況を総合的に勘案した上で行っており、専門家の知見を活用しながら効率的に審査を進めているところである。</p> <p>(実績目標2について)</p> <p>被爆者に対する健康診断や医療費の支給等は、疾病の早期発見・早期治療につながっており、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段といえる。</p>	
<p>総合的な評価</p> <p>原爆症の認定については、平成17年度は前年度と比較して認定処理件数が230件に増える一方で、平均処理期間は222日と短縮されており、また、健康診断受診率は約8割という高水準を維持していることから、原子爆弾被爆者の援護に効果があったと評価できる。</p> <p>今後も引き続き現行の施策を推進し、原子爆弾被爆者の援護に努めていくことが必要と考えられる。</p>	
<p>評価結果分類</p> <p>1 目標を達成した</p> <p>② 達成に向けて進展があった</p> <p>3 達成に向けて進展がみられない</p>	<p>分析分類</p> <p>1 分析が的確に行われている</p> <p>② 分析がおおむね的確に行われている</p> <p>3 分析があまり的確でない</p>

3. 特記事項

<p>①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p> <p>なし。</p> <p>②各種政府決定との関係及び遵守状況</p> <p>なし。</p> <p>③総務省による行政評価・監視等の状況</p> <p>なし。</p> <p>④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）</p> <p>なし。</p> <p>⑤会計検査院による指摘</p> <p>なし。</p>
--